

議案第 4 5 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 初診時選定療養費の項中「5, 5 0 0」を「7, 7 0 0」に改め、同表再診時選定療養費の項中「2, 7 5 0」を「3, 3 0 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

令和 4 年度診療報酬改定により、一定規模の病院における初診及び再診に係る選定療養費の基準額が引き上げられることに伴い、小田原市立病院の初診時選定療養費及び再診時選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。